

平成 29 年度 PCB 使用安定器掘り起こしモデル調査について

1. モデル調査の概要

PCB 使用安定器の掘り起こし調査に関しては、さらに抜け漏れなく調査を行うため、昨年 10 月に「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」を改訂し、調査リストの作成や掘り起こし調査の手順等の一定の方向性を示したところ。マニュアルに沿った調査をモデル調査として行う事で、調査手順の有効性の確認や、各種リスト作成に用いる情報源の有効性や特徴の比較を行う。

○ 調査要領

15 自治体において、以下の 2 ケースを設定し実施する。

【ケース A】 9 自治体

- ・ 目的：掘り起こし調査の手順の有効性を確認すること
- ・ 調査対象事業者：下記 4 種類の情報源のうち 1 種類を使用し、自家用電気工作物設置者リスト及び PCB 特措法届出事業者を除外したものを調査対象事業者とする。
 - a) 登記簿 又は b) 家屋課税台帳
 - c) 経済センサス基礎調査結果（昭和 59 年以前に開設した事業者）
 - d) 情報通信会社提供情報（昭和 64 年時点の登録事業者）
- ・ 調査・督促・集計：調査対象事業者へ調査票の発送、電話または調査票の再送による督促、回答の集計を行う。

【ケース B】 6 自治体

- ・ 目的：調査対象者の選定に使用する情報源の差異を把握すること
- ・ 調査対象事業者：上記情報源 a) 又は b)、c)、d) の 3 種類を突合し、自家用電気工作物設置者リスト及び PCB 特措法届出事業者を除外したものを対象とする。
- ・ 調査・集計・督促：調査票の発送及び回答の集計を行う。督促は実施しない。

2. モデル事業のスケジュールと今後の取組

モデル調査は、平成 30 年 2 月から 3 月にかけて行う。ケース A に関しては 1 月 31 日に調査票を発送し、現在督促を実施している。また、ケース B に関しては 2 月 23 日に調査票を発送した。来年度、本モデル調査から得られた知見を元に、マニュアルの改訂を行い、安定器の掘り起こし調査をより効率的・効果的に行うに資する施策を展開していく。